

# 気仙沼市過疎地域 自立促進計画

(平成 28 年度～平成 32 年度)

平成 28 年 4 月  
宮城県気仙沼市

# 目 次

1	基本的な事項	1
(1)	市の概要	1
①	自然的，歴史的，社会的，経済的諸条件の概要	1
ア	自然的条件	1
イ	歴史的条件	1
ウ	社会的条件	1
エ	経済的条件	2
②	社会的経済的発展の方向の概要	2
ア	産業構造の変化	2
イ	地域の経済的な立地条件	2
(2)	人口及び産業の推移と動向	3
①	人口の推移及び今後の見通し	3
②	産業構造及び各産業の現況及び今後の動向	5
(3)	行財政の状況	6
①	行財政の現況と動向	6
ア	行政	6
イ	財政	6
②	施設整備水準等と動向	7
(4)	自立促進の基本方針	8
①	気仙沼市の将来像	8
②	気仙沼市の基本方針	8
(5)	計画期間	8
2	産業の振興	9
(1)	現況と問題点	9
①	水産業	9
②	農林業	9
③	工業・企業誘致	10
④	商業	10
⑤	観光業	11
(2)	その対策	11
①	水産業の振興	11
②	農林業の振興	12
③	工業・企業誘致	12
④	商業の振興	13
⑤	観光業の振興	13
(3)	計画	14
3	交通通信体系の整備，情報化及び地域間交流の促進	16
(1)	現況と問題点	16
①	市道・国道・県道及び農林道	16
②	公共交通機関	16
③	情報化	17
④	地域間交流	17
(2)	その対策	17
①	市道・国道・県道及び農林道の整備	17
②	公共交通機関の充実	18
③	情報化の推進	18
④	地域間交流の推進	18
(3)	計画	19

4	生活環境の整備	21
(1)	現況と問題点	21
①	消防・防災	21
②	上下水道及び浄化槽	21
③	ごみ処理及び最終処分場等	21
④	斎場及び公営墓地	22
⑤	都市公園	22
⑥	省エネルギー・新エネルギー	22
(2)	その対策	22
①	消防・防災体制の整備	22
②	上下水道及び浄化槽の整備	23
③	ごみ処理及び最終処分場等の整備	23
④	斎場及び公営墓地の整備	23
⑤	都市公園の整備	23
⑥	省エネルギーの推進及び新エネルギーの導入促進	23
(3)	計画	24
5	高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	25
(1)	現況と問題点	25
①	高齢者・障害者福祉	25
②	児童福祉	25
③	地域福祉	25
④	保健・健康づくり	26
(2)	その対策	26
①	高齢者・障害者福祉等の充実	26
②	児童福祉の充実	27
③	地域福祉の充実	27
④	保健・健康づくりの推進	28
(3)	計画	28
6	医療の確保	30
(1)	現況と問題点	30
(2)	その対策	30
(3)	計画	31
7	教育の振興	32
(1)	現況と問題点	32
①	教育環境	32
②	社会教育	32
(2)	その対策	33
①	教育環境の充実	33
②	社会教育の推進	33
(3)	計画	34
8	地域文化の振興等	35
(1)	現況と問題点	35
①	芸術文化	35
②	地域文化	35
③	文化財	35
(2)	その対策	36
①	芸術文化の振興	36
②	地域文化の振興	36
③	文化財の保護・継承	36
(3)	計画	37
9	集落の整備	38
(1)	現況と問題点	38
(2)	その対策	38
(3)	計画	38

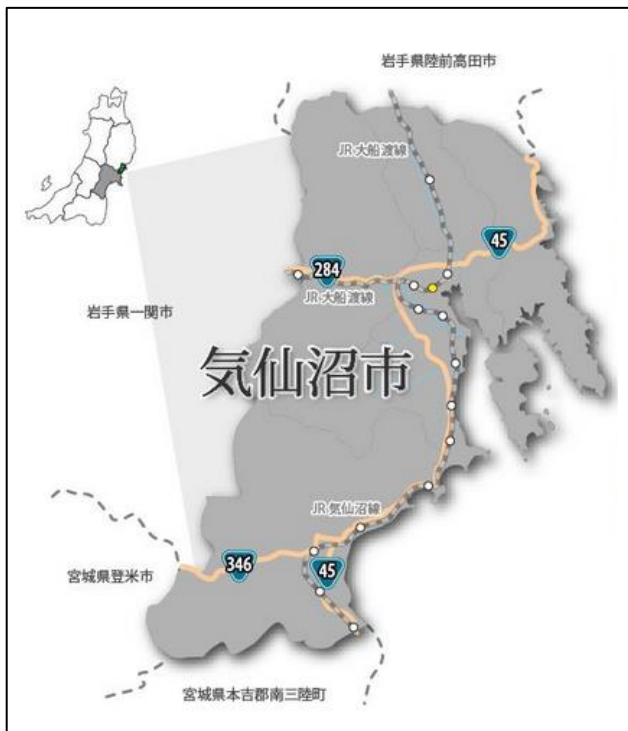
## 1 基本的な事項

### (1) 市の概要

#### ① 自然的，歴史的，社会的，経済的諸条件の概要

##### ア 自然的条件

本市は，宮城県の北東端に位置し，東は太平洋に面し，南は南三陸町，西は登米市，岩手県一関市，北は岩手県陸前高田市に隣接，東西約 24 km，南北約 29 km，333.41 km<sup>2</sup>の市域を有している。地勢は，北上山系の支脈に囲まれ，そこから流れ出る大川や津谷川などが西から東に向かって流れ，太平洋に注いでいる。太平洋に面する沿岸域は，半島や複雑な入り江など，屈曲に富んだリアス海岸を形成し，気仙沼湾は，湾口に大島を抱き，四季静穏な天然の良港となっている。このリアス海岸特有の美しい景観により，三陸復興国立公園及び県立自然公園の指定を受けている。



##### イ 歴史的条件

本市は明治，大正，昭和にかけての市制・町制施行や合併を経て，平成 18 年 3 月 31 日に旧気仙沼市と旧唐桑町が合併して気仙沼市となり，さらに平成 21 年 9 月 1 日に旧本吉町を編入した。

##### ウ 社会的条件

本市では三陸沿岸の都市を結ぶ国道 45 号が市域を縦断しており，国道 284 号と国道 346 号が内陸部への幹線道路である。一般的に自動車による移動への依存度が高い。

鉄道については，一ノ関駅から気仙沼駅を経由して盛駅に至る JR 大船渡線，前谷地駅と気仙沼駅を結ぶ JR 気仙沼線の 2 路線があり，地域間の移動や交流を支えてきたが，東日本大震災により被災し，JR 大船渡線の気仙沼駅・盛駅間と JR 気仙沼線の柳津・気仙沼駅間が BRT により仮復旧している。

地域内の路線バスは気仙沼市立病院を中心に各地域間のルートで運行し，東北

縦貫自動車道や三陸沿岸道路を利用した本市・仙台間的高速バスも運行されている。

## エ 経済的条件

本市の経済は、東日本大震災以前から基幹産業である水産業の中心の漁船漁業が急速に衰退し、魚市場をはじめ、流通・加工等関連業界の不安定さが増し、深刻な状態にあった。さらに震災により沿岸部が壊滅的な被害を受け、産業基盤に甚大な損害が生じ、雇用も失われた。このことから、気仙沼市震災復興計画において「産業の再生と雇用の確保」を目標の一つに掲げ、官民を挙げた復旧・復興事業が続けられている。

このような中、単に被災した箇所をもとに戻すだけでなく、震災前からの課題解決も含め新しいまちづくりが行われることが求められており、旧来の産業構造にとらわれない産業イノベーションや異業種連携、観光と水産の融合による総合的な気仙沼ブランドの構築など本市の創造的復興に向けた取組が必要である。

## ② 社会的経済的発展の方向の概要

### ア 産業構造の変化

産業別就業人口は、昭和 55 年には第三次産業が最も多く、第一次産業と第二次産業がほぼ同数であったが、平成 22 年には多い順から第三次産業、第二次産業、第一次産業となっており、これは平成 23 年の産業別総生産額や近年における宮城県全体の構造と同じである。

### イ 地域の経済的な立地条件

本市は宮城県の北東端に位置し、東は太平洋に面し、湾内は大島を抱いて風波をさえぎり、天然の良港を形成している。また、北部及び西部は北上山地を背後に岩手県と接する丘陵地帯があり、豊かな自然は市域全体に及んでいる。三陸沖の寒流暖流の影響を受けて、沖合に漁場が形成されているほか、気候は寒冷地としては比較的温暖であり、一定量の降雨もあることから、農作物の生産にも適している。

市中心部には水産関連業が集積し、本市の経済の中枢を担っていたが、東日本大震災により壊滅的な被害を受けたことから、新たなまちづくりの方針に基づき復旧・復興事業が進められている。

交通網のうち幹線道路は沿岸を縦走する国道 45 号と内陸部へ連絡する国道 284 号と 346 号がある。鉄道については J R 大船渡線と J R 気仙沼線が都市間や地域間の輸送を担っているが、震災により被災した影響で J R 大船渡線の一ノ関・気仙沼駅間を除く区間については、BRT により仮復旧している。

## (2) 人口及び産業の推移と動向

### ① 人口の推移及び今後の見通し

本市の国勢調査における人口は平成 22 年で 73,489 人、世帯数は 25,457 世帯となっている。人口の推移を見ると昭和 35 年 84,110 人から昭和 55 年の 92,246 人まで増加し、その後、減少に転じている。その増加率を 5 年間で比較すると、人口が最も増加したのが昭和 40 年から昭和 45 年まで (3.2%)、続いて昭和 45 年から昭和 50 年まで (2.7%) であり、最も減少したのは平成 17 年から平成 22 年まで (▲5.8%)、続いて平成 12 年から平成 17 年まで (▲5.3%) となっており、近年、減少傾向が強まっている。人口の最大値である昭和 55 年を基準とすると平成 22 年まで 18,757 人、20.3%減少し、気仙沼市の人口は 5 分の 1 ほど減少したことになる。

年代別人口の推移では、65 歳以上の高齢者人口が昭和 55 年の国勢調査では、8,466 人であったものが、平成 22 年には 22,600 人と約 2.7 倍に増加しており、構成比で 30.8%となっている。0~14 歳の年少人口では、昭和 55 年の国勢調査では 22,059 人であったものが、平成 22 年の国勢調査では、8,746 人と約 6 割減少し、構成比では 11.9%となっている。さらに、昭和 35 年以降の年少人口 (0 歳~14 歳) とその 15 年後の若年者人口 (15 歳~29 歳) を比較すると、年少人口に比べて若年者人口が総じて減っており、昭和 55 年の若年者は昭和 40 年の年少人口と比べて 6,374 人 (26.0%) 減少しているが、平成 22 年 (平成 7 年比) では 6,070 人 (43.7%) の減であり減少幅が拡大している。近年においては、年少人口と 15 年後の若年者人口における減少率が 4 割台であることから、本市から転出する若年層の割合が高く推移している実態が伺える。

国立社会保障・人口問題研究所発表の「日本の地域別将来推計人口 (平成 25 年 3 月推計)」によれば、本市の人口減少は今後も続く見込まれており、平成 22 年の 73,489 人から平成 32 年には 62,561 人に減少すると推計されている。その年齢構成はさらに少子高齢化が進み、年少人口比率が 9.1%、高齢者比率が 39.1%になると推計されている。

本市における少子高齢化の進行と若年層の流出は若年労働力の不足や後継者不足等を招き、地域活力の低下の一因となっている。特に震災後はこの傾向が顕著であり、人口減少と少子高齢化は今後一段と進むことが想定されていることから、その対策は急務である。

表1-1 人口の推移（国勢調査）

区 分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年		昭和60年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	84,110	人	85,152	101.2%	87,914	103.2%	90,304	102.7%	92,246	102.2%	91,468	99.2%
0歳～14歳	26,888	人	24,486	91.1%	23,282	95.1%	23,152	99.4%	22,059	95.3%	19,770	89.6%
15歳～64歳	52,087	人	55,118	105.8%	58,340	105.8%	59,835	102.6%	61,699	103.1%	61,818	100.2%
うち15歳～29歳(a)	22,334	人	21,519	96.4%	21,270	98.8%	19,736	92.8%	18,112	91.8%	16,607	91.7%
65歳以上(b)	5,135	人	5,548	108.0%	6,292	113.4%	7,317	116.3%	8,466	115.7%	9,839	116.2%
不詳	0	人	0	—	0	—	0	—	22	—	41	—
(a)/総数 若年者比率	26.6%		25.3%	—	24.2%	—	21.9%	—	19.6%	—	18.2%	—
(b)/総数 高齢者比率	6.1%		6.5%	—	7.2%	—	8.1%	—	9.2%	—	10.8%	—

区 分	平成2年		平成7年		平成12年		平成17年		平成22年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	88,152	96.4%	84,848	96.3%	82,394	97.1%	78,011	94.7%	73,489	94.2%
0歳～14歳	16,421	83.1%	13,897	84.6%	11,999	86.3%	10,440	87.0%	8,746	83.8%
15歳～64歳	59,583	96.4%	55,952	93.9%	51,940	92.8%	46,563	89.6%	42,004	90.2%
うち15歳～29歳(a)	15,020	90.4%	13,266	88.3%	11,800	88.9%	9,381	79.5%	7,827	83.4%
65歳以上(b)	11,978	121.7%	14,999	125.2%	18,430	122.9%	20,931	113.6%	22,600	108.0%
不詳	170	—	0	—	25	—	77	—	139	—
(a)/総数 若年者比率	17.0%	—	15.6%	—	14.3%	—	12.0%	—	10.7%	—
(b)/総数 高齢者比率	13.6%	—	17.7%	—	22.4%	—	26.8%	—	30.8%	—

表1-2 人口の推移

	0～14歳 (a)	15年	15～29歳 (b)	(単位：人・%)	
				減少数 (a-b)	減少率 ((a-b)/a)
昭和35年	26,888	→	昭和50年	19,736	7,152 26.6%
昭和40年	24,486		昭和55年	18,112	6,374 26.0%
昭和45年	23,282		昭和60年	16,607	6,675 28.7%
昭和50年	23,152		平成2年	15,020	8,132 35.1%
昭和55年	22,059		平成7年	13,266	8,793 39.9%
昭和60年	19,770		平成12年	11,800	7,970 40.3%
平成2年	16,421		平成17年	9,381	7,040 42.9%
平成7年	13,897		平成22年	7,827	6,070 43.7%
平成12年	11,999				
平成17年	10,440				
平成22年	8,746				

表2 世帯数の推移（国勢調査）

区分	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
世帯数(世帯)	23,744	24,179	24,455	24,891	25,644	25,509	25,457
増減率(%)	—	101.8	101.1	101.8	103.0	99.5	99.8

## ② 産業構造及び各産業の現況及び今後の動向

昭和35年以降の就業人口比率をみると、第一次産業は大きく減少し、第三次産業が増加している。平成22年国勢調査によると就業人口構成は、第一次産業が9.6%、第二次産業が25.8%、第三次産業が61.7%である。

産業別生産額の構成については、就業人口と同様の構成になっており、平成23年における市の総生産額に占める割合で最も大きいのは、第三次産業の70.4%、次に第二次産業の24.4%、第一次産業では5.1%である。

就業人口全体の減少傾向は今後も続くとともに、産業別の構成割合は第三次産業の増加が予想される。

表3 産業別人口の動向（国勢調査）

区 分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年		昭和60年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	40,448人	101.5%	41,040人	101.5%	45,021人	109.7%	43,595人	96.8%	44,696人	102.5%	37,835人	84.6%
第一次産業就業人口比率	52.2%	-	46.2%	-	41.3%	-	33.4%	-	26.6%	-	24.5%	-
第二次産業就業人口比率	17.6%	-	18.5%	-	19.6%	-	23.4%	-	25.8%	-	24.7%	-
第三次産業就業人口比率	30.2%	-	35.2%	-	38.9%	-	43.0%	-	47.6%	-	50.7%	-

区 分	平成2年		平成7年		平成12年		平成17年		平成22年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	44,422人	117.4%	43,182人	97.2%	40,174人	93.0%	39,531人	98.4%	32,519人	82.3%
第一次産業就業人口比率	21.6%	-	17.8%	-	13.5%	-	11.4%	-	9.6%	-
第二次産業就業人口比率	28.7%	-	29.6%	-	30.6%	-	25.5%	-	25.8%	-
第三次産業就業人口比率	49.6%	-	52.6%	-	55.9%	-	54.6%	-	61.7%	-



### (3) 行財政の状況

#### ① 行財政の現況と動向

##### ア 行政

本市においては2度の合併により行政体制の整備がなされた。このような中、国における地方分権推進に向けた法整備等により、地方自治体の権限と責任が増しており、本市としても行政課題への一層の取組充実が求められている。一方、本市においては基幹産業である水産業をはじめとする地域の産業の低迷により税収確保や財政面の先行きが極めて見通し困難な状況になっている。

このため、一層の財政基盤の強化と、機動的な行政組織の構築を図り、政策形成や行政課題への対応能力を高めるとともに、行政の透明性の向上を図りながら、市民がまちづくりに深く関わり、市民と行政の協働によって、地域課題に取り組む「市民の視点に立った市役所づくり」も求められている。

##### イ 財政

本市の財政規模は、震災からの復旧・復興事業により、一時的に通常時の6～7倍に膨らんでいるが、それを除いた通常ベースでの財政状況は、歳入では震災による企業数や企業収益の減少等により、主要な歳入である市税収入の減少が避けられず、地方交付税も先行きの見通しがつきにくい状況にある。

歳出は、抑制に努めているものの、扶助費の増加により、義務的経費全体としては大きな削減が難しい状況である。今後も、歳入の増加が期待できない一方、歳出は、義務的経費である公債費や扶助費の増加が見込まれるとともに、産業振興や雇用の創出、福祉・医療・教育の充実、社会資本の整備等への対応が求められている。

表4 市町村財政の状況

		単位：千円			
区 分	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成26年度	
歳 入 総 額 A	28,782,855	27,746,120	29,885,783	193,820,801	
一 般 財 源	21,520,150	18,614,054	18,687,289	35,519,283	
国 庫 支 出 金	1,632,601	1,863,130	2,728,767	59,478,212	
都道府県支出金	1,455,829	1,414,289	1,456,458	4,083,710	
地 方 債	1,462,300	2,561,300	3,644,726	4,371,555	
うち 過 疎 債	0	0	0	998,300	
そ の 他	2,711,975	3,293,347	3,368,543	90,368,041	
歳 出 総 額 B	28,121,201	27,311,051	28,088,688	137,656,343	
義 務 的 経 費	12,252,929	12,952,490	13,128,246	13,023,230	
投 資 的 経 費	3,920,572	3,076,573	3,387,209	52,361,270	
うち 普通建設事業	3,906,146	3,046,810	3,374,653	46,065,803	
そ の 他	11,947,700	11,281,988	11,573,233	72,271,843	
過疎対策事業費	0	0	0	1,144,595	
歳入歳出差引額 C (A-B)	661,654	435,069	1,797,095	56,164,458	
翌年度へ繰越すべき財源 D	139,435	12,803	317,097	45,398,394	
実質収支 C-D	522,219	422,266	1,479,998	10,766,064	
財 政 力 指 数	-	-	0.42	0.40	
公 債 費 負 担 比 率	-	-	15.1	4.8	
実 質 公 債 費 比 率	-	-	15.6	13.3	
経 常 収 支 比 率	-	-	91.8	95.8	
将 来 負 担 比 率	-	-	116.7	14.2	
地 方 債 現 在 高	-	-	30,614,974	31,473,950	

## ② 施設整備水準等と動向

本市の主要公共施設の整備については、震災により被災した施設の復旧が進められているが、これを除いた施設の整備については、これまで計画的に整備を進めてきた。

このような中、市道などの整備状況は改良率、舗装率とも、十分とは言えず、農道、林道の整備を含めて、安全な交通の確保、産業の振興・利便性の向上及び観光振興の面からも、効率的な交通ネットワークの整備が必要である。

生活環境施設については、順次整備が進められているが、近年の生活様式の多様化や定住を促進する快適な環境づくりの観点から上下水道等の整備や更新が必要である。

教育・児童福祉施設のうち、幼稚園、小・中学校が地域全体で整備されているが、近年は耐震補強や学校の適正配置に向けた取組を進めている。保育所は施設の多くが老朽化している状況の中、今後も低年齢児保育のニーズが高まっていくことが予想され、保育環境の整備と子育て支援のさらなる充実が求められている。また、小規模保育所では児童数が減少していることから、集団保育が適正に実施できるよう「認定こども園」の整備を進め、施設の集約化が必要である。

公的医療機関については、病院・診療所があり、市立病院については、平成29年度を目処に新病院の建設が進められている。

その他、公民館や集会所については整備を進めてきたが、一部で老朽化が課題となっている。また、文化・スポーツ施設については、老朽対策とともに施設の充実が求められている。

表5 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和45年度末	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	平成26年度末
市道						
改良率（％）	—	—	28.3	35.4	—	38.0
舗装率（％）	—	—	35.6	44.8	—	50.0
耕地1ha当たり農道延長（m）	—	—	7.0	19.4	30.9	30.9
林野1ha当たり林道延長（m）	—	6.1	7.0	7.3	7.4	7.4
水道普及率（％）	—	91.6	95.6	96.8	99.3	99.3
水洗化率（％）	—	—	—	29	52.6	46.3
人口千人当たり病院、診療所の病床数（床）	6.3	5.9	6.1	6.8	6.7	6.6

#### (4) 自立促進の基本方針

##### ① 気仙沼市の将来像

本市では、市総合計画において次の目標及び将来の姿を掲げている。

【目 標】 「世界に羽ばたく産業のまち」、「日本で一番住みたいまち」

【将来の姿】 人と自然が輝く 食彩豊かなまち

##### ② 気仙沼市の基本方針

本市の総合計画に掲げる目標と将来の姿の実現に向け、次の3点をまちづくりの基本理念とする。

###### 【まちづくりの理念】

###### 『協働のまちづくり』

市民、地域コミュニティ、NPOなどの市民活動団体、企業等事業者、市議会、行政等、それぞれがまちづくりの主体として、責任と役割を持ちながら、一体となって「協働のまちづくり」を進める。

###### 『人と人が支えあうまちづくり』

前述のように市民が構成する様々な主体が協働する中で、市民一人ひとりがお互いを思いやり行動する「人と人が支えあうまちづくり」を進める。

###### 『人と自然が共生するまちづくり』

市民の財産である豊かな自然を将来に向けて大切に「人と自然が共生するまちづくり」を進める。

また、東日本大震災からの復興に向けて気仙沼市震災復興計画における基本理念及び目標を基本として早期の生活再建や産業再生に取り組むとともに、気仙沼市まち・ひと・しごと創生総合戦略を基調とした地方創生の実現を目指す。

#### (5) 計画期間

計画期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5箇年とする。

## 2 産業の振興

### (1) 現況と問題点

#### ① 水産業

本市の基幹産業である水産業については、震災によりその基盤となる施設等に壊滅的な損害が生じ、現在、その復旧・復興事業が進められているが、復旧等が進むにつれ、震災による課題のほか、震災前から課題であった漁業就労者の高齢化による後継者不足、魚価安や不安定な燃油価格など漁業経営環境に係る課題への対応も併せて必要となっている。また、本市魚市場の水揚量の確保に欠かせない漁船確保も必要となっている。

このことから、持続可能な漁業経営を目指し、漁獲量確保及び収益性向上に向けた取組や新たな情報発信手法による担い手の確保及び育成を図るとともに、漁業経営基盤の強化に向けた取組が必要である。

また、食の安全・安心への関心の高まりにより品質管理の重要性が増しており、魚市場の衛生管理の高度化や漁港施設等の漁業基盤の整備を推進する必要がある。

さらに、水産加工において、高付加価値化等によりブランド力を強化し、漁船誘致と併せて市場間競争に対応する買受力の向上を図ることが重要となっている。

#### ② 農林業

本市の農業については、津波により多くの農地が被災したことから、復旧作業が進められているが、本地域は元来、分散する耕地ややませの影響等の地理的特性・自然的要因により、有利な生産条件とは言い難い状況にある。加えて、魅力ある農業経営・所得の確保が難しく、担い手の減少・高齢化や耕作放棄地の増加などの問題点が顕著化しており、これらへの対応が求められている。このため、担い手となる青年就農者の確保に向け、就農相談や青年就農給付金事業を実施し、一定の成果を得ていることから、今後とも取組を継続するとともに、サポート体制の強化やさらなる情報発信が必要である。また、耕作放棄地の発生を防止するため、日本型直接支払制度を活用し、高齢化に対応できる組織づくりを推進している。一方で、安心・安全な食料への関心の高まりから、本市ならではの地元農産物の生産・供給体制の整備や地産地消を求める声への対応が一層必要となっている。

本市の農業経営の形態については、水稻・園芸・畜産による複合経営が主であり、水稻については、海岸沿いの平地のほ場の多くが被災し、その復旧を進めているところであるが、震災前から米の消費量の減少傾向による米価低迷などにより、その環境は厳しい状況にある。園芸は、本市の気候を生かした作物の施設整備が進みつつあり、栽培管理技術の向上や施設整備、販路確保が課題となっている。畜産のうち繁殖牛については、高齢化により適切な飼育管理が困難となっており、飼育農家が減少している。酪農については、経費の削減が課題となっている。

また、近年においては、ニホンジカ、ハクビシン等の有害鳥獣による農作物への被害が深刻なものとなっており、その対策が急務となっている。

林業については、植栽から伐採まで長期にわたり多大な労力と経費を要するため私有林の計画的な経営が困難となっており、加えて木材価格の長期的低迷により林業生産活動が停滞している。しかし、震災からの復旧・復興事業の進捗に伴う住宅など建設、木質バイオマスエネルギー事業の実施などにより、木材需要の拡大が期待される状況になっており、また、市内の森林も一斉に伐期を迎えていることから、地元木材の需要拡大の取組が必要となっている。一方、森林は、地球環境保全機能、水源かん養機能、保健・レクリエーション機能など、多様な機能を有していることから、保護・保全しながら、これらの機能を有効に活用していくことが望まれている。

### ③ 工業・企業誘致

本市の工業は、漁港機能と関連する食料品製造と輸送用機械器具製造等で製造品出荷額等の約7割を占め（H25年工業統計調査）、これらが中心となり発展してきた。

しかし、生産性の低い小規模事業所が多く、経営基盤がぜい弱であるため、付加価値の高い製品開発のための資金や技術者が不足しているほか、賃金水準が低く、若年労働者の確保が厳しい状況にあり、就業者の高齢化が問題となっている。また、平地が狭い地形であり、一般的に地価も高額であることから、工場の規模拡大や企業誘致が難しい状況にある。さらに漁業に関連する業種が多くを占める産業構造から、漁業を取り巻く環境の変化に大きな影響を受ける構造になっている。

製造業は、本市の経済発展のために大きな位置を占めており、人口流失を止め、地域の再活性化を図るためにも一層の振興を図る必要がある。併せて、国際リニアコライダー（ILC）など、大プロジェクトの誘致実現を図り、本市の将来に新たな地平を開く新産業の創出も望まれている。

企業誘致については、雇用の場や税収確保等の面から地域経済に大きく寄与するものであり、本市も企業立地促進法及び企業立地奨励制度の優遇措置を活用し、企業誘致に努めてきたが、地勢上、交通体系上の制約等から、大型企業の誘致やその前提となる工業団地の整備が容易でない状況にある。

### ④ 商業

地域商業については、震災による影響や大規模小売店の進出等に伴い、地域商業の重心が中心市街地から郊外に分散化する傾向にある。また、今後、三陸沿岸道路の延伸、開通に伴い、仙台市を中心とする広域商圏への消費の流出が懸念されているところである。

さらに、既存商店街では、後継者不足や経営者の高齢化等に伴い、店舗の取り壊しや閉店等による空き地化、空き店舗化、中心市街地の空洞化の進行など商業環境が

つてない厳しい状況にある中、震災により沿岸部の店舗等が損壊・流失し、仮施設等での再開を図っている。

本市の卸・小売業は、商店数や従業者数も多く、地域経済の大きな位置を占めていることから、震災後の新たなまちづくりにおいて、交通体系の変化に伴う地域経済への影響を注視しつつ、商業機能の回復について一層の振興策を展開する必要がある。

## ⑤ 観光業

本市は、リアス海岸の特徴ある自然景観に恵まれ、三陸復興国立公園及び県立自然公園に指定されている。また、日本有数の漁港都市として、フカヒレ・サンマ・カツオなど、新鮮な魚介類を中心とした「食」を重要な観光資源として、魚食健康都市宣言や「気仙沼スローフード」都市宣言をするなど情報を発信してきた。

しかし、東日本大震災による影響で、平成26年の観光入込客数は約124万人となっており、震災前の平成22年観光入込客数約254万人と比較すると、1/2程度の回復に留まっている。

人口減少が進む中、交流人口の増加に繋がる観光業の振興はこれまで以上に重要である。このことから、従来の食や地域文化を活用した観光メニューに加え、平成25年4月に受けた国内初のスローシティ認証を新たなまちの魅力として効果的に発信していくほか、震災の経験や教訓、復興への過程を新たな観光資源とする地域再生観光の創出、また、施設の再整備等の推進を通じて交流人口の拡大を図り、水産業に並ぶ新たな基幹産業としての観光産業の振興に向け、市全体の観光戦略の再構築とその実践が必要である。

## (2) その対策

### ① 水産業の振興

- ・ 漁船誘致の推進により、魚市場水揚量の確保に努める。
- ・ 水産物流通拠点である魚市場の整備を推進する。
- ・ 担い手・資格者の育成を支援し、漁業経営の安定化に取り組む。
- ・ 水揚主要魚種及びその水産加工品のブランド化を図るとともに、未利用資源の活用や新商品の開発を積極的に支援し、水産加工業の振興を図る。
- ・ 漁港機能の保全に努め、漁業生産基盤の強化を図る。
- ・ 漁船漁業関連産業の振興に努め、漁業基地としての競争力を強化する。
- ・ 水産物の放射性物質検査を実施し、流通における安全性を確保する。

## ② 農林業の振興

- ・ 本市の実情に即した農業構造の確立に向け、地形や気候など地域の特性を生かした作物の産地化を図り、所得の向上と経営の安定を促進するとともに、水稻・園芸・畜産を基調とした経営を促す。
- ・ 農地集積を進め、作付の集団化や農業機械の共同利用等による集落営農を推進する。
- ・ 農業関係機関・団体と連携し、担い手となる新規就農者の育成に努める。
- ・ 市場性の高い特産作物の生産拡大と周年栽培により、安定的な良質野菜生産による所得向上と経営の安定化を図る。
- ・ 地域資源を活用した6次産業化や農商工連携の取組により、農業の高付加価値化、農業経営の多角化を推進する。
- ・ 有害鳥獣の動向調査を行い、適正な捕獲の実施及び的確な防除の支援を図る。
- ・ 私有林については、森林整備事業の補助制度を活用し、持続的な林業経営の構築に努めるなど適正な森林事業を推進する。
- ・ 市有林については、持続的かつ安定的な木材生産機能の維持増進を図るため、効率的な森林施業を実施する。
- ・ 関係機関・団体と連携して地元木材の需要拡大を推進するとともに、物流体制に沿った森林・林業・木材関連産業の活性化を図る。
- ・ 宮城県や林業関係者等と一体となり、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け整備、保全、保健・レクリエーション機能の拡大を図る。

## ③ 工業・企業誘致

- ・ 事業の共同化・集団化による経営の合理化を支援する。
- ・ 制度融資の充実に努めるなど、円滑な資金調達を推進する。
- ・ 生産設備の自動化や省力化を推進し、労働時間の短縮、雇用条件の改善、職場環境の整備を促進することで、優秀な人材の確保を図る。
- ・ 漁業及び造船・造機等の既存関連産業の集積や既存技術を生かし、自動車部品・精密加工や、国際リニアコライダー（ILC）を構成する加速器等の最先端分野への発展・応用を支援するとともに、勉強会・研修会の開催、人材育成、技術力・資質向上への支援に努める。
- ・ 企業のお互いの技術やノウハウを提供し合い、新製品等の開発を活発化するための異業種交流や産学連携を促進する。
- ・ 地場産品の商品開発力やデザイン開発力等の強化を支援するとともに、各種物産展や見本市の開催・参加を通じた宣伝活動を進め、販路の拡大を図る。
- ・ 企業立地促進法による優遇措置の活用に加え、企業立地奨励制度の充実に図るとともに、企業ニーズに則した施策の展開を図ることで、企業誘致に取り組む。加えて、市長によるトップセールスも実施する。

#### ④ 商業の振興

- ・ 気仙沼商工会議所，本吉唐桑商工会等関係団体との連携を強化し，地域一体となった商業環境の創出に努める。
- ・ にぎわい創出のためのイベント・催事のほか活性化に向けた団体等の支援を行う。
- ・ 中小商業者の経営安定に向け，円滑な資金供給及び再建の支援に努める。
- ・ 新規出店者の掘り起こしや共同化，文化的な活用等も視野に入れ，震災後の新たなまちづくりと併せた連続性のある商店街の形成を目指すとともに，本市を訪れる観光客を呼び込むための商店街づくりを進める（震災後の中心市街地活性化計画の策定）。
- ・ 個店の商品力を高めるための支援に努める。起業の促進に向けて産業構造や経済環境の変化に対応し，新しい産業の創出を推進するとともに，中小企業者のビジネスチャンスの拡大を図る。

#### ⑤ 観光業の振興

本市では，被災を契機として観光の可能性を再発見し，「より魅力的なまち」として気仙沼を創りあげていくため設置された「気仙沼市観光戦略会議」から，以下の中核的「2大戦略」を含む7つの戦略の提言があった。

戦略1：気仙沼ならではのオンリーワンコンテンツを活用した誘客戦略 戦略2：水産業と観光産業の連携・融合による新たな付加価値創造戦略
--

このことから，この2大戦略に基づく施策を優先的・重点的に展開するとともに，戦略を下支えする基盤整備を進め，「2大戦略」を補強し発展させるための個別戦略として，観光資源の磨き上げによる観光魅力創造，観光市場(マーケット)とのコミュニケーションの促進，「観光地・気仙沼」を目指した観光客受け入れ体制の強化，広域観光ルート開発及びインバウンド対策の強化に戦略的に取り組む。



(3) 計画（平成 28 年度～32 年度）

自立促進施策区分「1 産業の振興」

事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
基盤整備			
水産業	水産流通基盤整備事業	市	
農業	有害鳥獣対策事業	市	
	市土地改良事業	市	
	県営ため池総合整備事業	県	
林業	森林整備事業	市	
	市有林造林等事業	市	
漁港施設			
	漁港施設等整備事業	市	
地場産業の振興			
生産施設	園芸特産重点強化整備事業	市	
流通販売 施設	地場特産品販売施設整備事業	市	
	(仮称)大島ウェルカムターミナル整備事業	市	
観光又はレクリエーション施設			
	観光関連施設整備事業	市	
過疎地域自立促進特別事業			
	漁船漁業担い手育成支援事業	市	
	漁港・漁場環境整備事業	市	
	漁船誘致推進事業	市	
	気仙沼地域 HACCP 工場認定・ブランド 商品認証補助事業	市	
	水産資源活用研究事業	市	
	新規就農総合支援事業	市	
	中山間地域等直接支払交付金事業	市	
	多面的機能支払交付金事業	市	
	農地中間管理事業	市	
	有害鳥獣対策事業	市	
	水稻共同防除事業	市	
	肉用牛優良子牛保留事業	市	

事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
過疎地域自立促進特別事業（続き）			
	みやぎ総合家畜市場上場輸送経費助成事業	市	
	森林環境整備事業	市	
	森林病虫害防除事業	市	
	間伐材搬出事業補助金	市	
	市木材需要拡大事業	市	
	市民の森・徳仙丈山等環境整備事業	市	
	産業再生戦略事業	市	
	市内事業者生産性改善支援事業	市	
	企業立地促進事業	市	
	気仙沼商工会議所・本吉唐桑商工会支援事業	市	
	商店街活性化事業	市	
	中小企業振興資金融資等あっせん事業	市	
	地場産品販路拡大支援事業	市	
	地域商業等計画策定事業補助金	市	
	起業化促進支援事業	市	
	観光誘客宣伝事業	市	
	観光まちづくり支援事業	市	
	観光誘導サイン設置事業	市	
	観光客受入れ態勢整備事業	市	
	三陸ジオパーク推進事業	市	
	国際リニアコライダー誘致推進事業	市	
その他			
	沿岸漁業振興対策事業	市	
	内水面漁業振興対策事業	市	

### 3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

#### (1) 現況と問題点

##### ① 市道・国道・県道及び農林道

本市の道路網は、一般国道 45 号、284 号、346 号を中心として主要地方道及び一般県道を骨格に形成されるとともに、三陸沿岸道路の整備が進められ、新たな地域振興策の展開など高速交通への期待が高まっている。また、主要地方道気仙沼唐桑線（唐桑最短道）や一般県道大島浪板線（大島架橋）等の整備による市民生活の利便性向上が求められているほか、災害発生時の代替道路の機能を担う主要地方道気仙沼本吉線や主要地方道気仙沼陸前高田線及び県道馬籠志津川線において狭あい区間の解消が必要となっている。

市街地の街路については、震災からの復興に係る新しいまちづくりに伴い、計画的な整備が求められているとともに、歩行者の安全確保やバリアフリー化などの歩行環境の改善を踏まえた整備が必要となっている。

その他の生活道路については、地形的な制約等の影響から改良率や舗装率が低く、市民から多くの整備要望が出されており、計画的な整備とともに適正な維持管理を進める必要がある。

農林道については、農林業生産基盤として適切な整備と維持管理を図る必要があるとともに、一部生活関連道については、震災後の住宅急増に伴い舗装等の整備が望まれている。

##### ② 公共交通機関

本市は J R 大船渡線や J R 気仙沼線の 2 路線の鉄道、本市と仙台市や一関市を結ぶ高速バス、路線バス、離島航路などの公共交通機関を有している。

本市の公共交通の主軸をなす鉄道については、J R 大船渡線の一ノ関・気仙沼駅間で鉄道による運行が行われているものの、震災により J R 気仙沼線の柳津・気仙沼駅間及び J R 大船渡線の気仙沼・盛駅間が不通となっており、早期の復旧が求められている。なお、当面の交通手段の確保策として B R T により仮復旧がなされている。

高速バスについては、市外主要都市との都市間連絡機能を有しており、震災により J R 気仙沼線が不通であることなどの影響から、利用者が増加しており、その役割が増している。

生活路線バスについては、利用者の減少に伴って、市委託路線における市の財政負担が増加するなど厳しい状況にある一方、地域住民の移動手段として欠くことができないことから安定的な運行を図る必要がある。

離島航路については、大島住民の生活航路として重要な交通手段であり、観光航路としても重要な役割を果たしていることから、旅客輸送の安定確保に努めているが、利用者の減少に歯止めをかけ、収益の確保と経営の合理化の両面から対策が必要とな

っている。また、平成 30 年度の大島架橋完成後の対応についても検討を進める必要がある。

### ③ 情報化

社会のあらゆる分野における情報化の進展は著しく、生活スタイルの変化など社会全体に大きな影響を及ぼしており、こうした状況に適切に対応し、情報化社会の恩恵を地域力や市民生活の向上に繋げていくことが重要となっている。

本市の情報通信基盤は、民間事業者、第三セクターの施設のほか、市が整備した施設を貸し出すことにより、高速ブロードバンド環境の整備が進められており、インターネット事業及びCATV事業が展開されている。CATVケーブル網未整備の本吉地域については、インターネットを活用したIP方式によりCATV局の自主放送を配信している。

また、東日本大震災により被災した地域の未復旧エリアや新たな居住地となる防災集団移転促進事業の団地等においては、復旧・復興に合わせた整備が必要とされている。

なお、これらの情報通信ネットワークを活用した行政サービスの充実にに向けた取組が必要となっている。

### ④ 地域間交流

友好都市等との間での相互交流や交流事業などによる地域間交流も行われており、交流人口増大の観点から、受け入れ態勢を充実させ、さらなる交流活動を促進させる必要がある。

## (2) その対策

### ① 市道・国道・県道及び農林道の整備

- ・ 生活の広域化への対応や本市の経済活力の向上に資するよう、広域的な交通ネットワークを形成する三陸沿岸道路の整備を促進し、新たな地域振興への活用を図る。また、国道 45 号等の幹線道路に接続する主要地方道気仙沼唐桑線（唐桑最短道）や一般県道大島浪板線（大島架橋）等の整備促進を図る。また、主要地方道気仙沼本吉線や主要地方道気仙沼陸前高田線及び県道馬籠志津川線の狭あい区間の解消については関係機関に働きかける。
- ・ 市街地内の街路については、震災復興事業を契機として必要に応じて歩行者の安全確保のための歩・車道の拡幅や土地利用計画に沿った路線の見直しを行う。
- ・ その他の生活道路については、交通安全確保のため、狭あい区間の解消や交通安全施設の整備を図る。

- ・ これらの道路整備にあたっては、歩行者の安全確保やバリアフリー等に配慮し、歩行環境の向上を目指す。また、津波被害に伴う住宅の高台移転先へのアクセス道路の整備を図る。
- ・ 農林道については、生産基盤として適切な整備と維持管理を行うとともに、一部生活関連路線については、沿線の住宅状況の変化を見ながら計画的に舗装等の整備を図る。

## ② 公共交通機関の充実

- ・ JR気仙沼線・大船渡線については、両線が担ってきた地域の基幹交通としての機能の確保、利便性の向上が図られ、観光をはじめとする産業の振興により、地域活性化に寄与するよう関係機関に働きかける。
- ・ 高速バスについては、路線及び本数の拡充を関係機関に働きかける。
- ・ 生活路線バスについては、震災からの復興状況及び新たな都市構造・都市施設整備に沿い、ネットワーク型交通体系の再編整備計画を策定し、持続可能な交通網形成に努める。
- ・ 離島航路については、大島架橋供用までの確実な維持を図る。また、架橋後の対応については、住民ニーズ等を踏まえながら、関係機関とともに検討を行う。

## ③ 情報化の推進

- ・ 情報化推進の基礎となる高度情報通信網の基盤整備を推進する。
- ・ インターネットを活用した行政サービスについても検討を行い、サービスの充実に努める。

## ④ 地域間交流の推進

- ・ 友好都市や地域間交流を計画的に促進し、文化・教育・経済分野における連携強化や、相互の特徴を生かした活力ある地域づくりを推進する。

(3) 計画（平成 28 年度～32 年度）

自立促進施策区分「2 交通通信体系の整備，情報化及び地域間交流の促進」

事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
市町村道道路			
	九条本線整備事業	市	
	田中赤貝線整備事業	市	
	八瀬川線整備事業	市	
	羽田川上線整備事業	市	
	八日町河原田線整備事業	市	
	面瀬川線整備事業	市	
	台ノ沢長平線整備事業	市	
	萱原ノ沢線整備事業	市	
	大向 17 号線整備事業	市	
	川原崎線整備事業	市	
	小鯖鮪立線整備事業	市	
	宿明戸線整備事業	市	
	宿明戸線から県道まで新設整備事業	市	
	三島上通り線整備事業	市	
	前浜中央線整備事業	市	
	大沢狼の巣整備事業	市	
	大谷街二線堤線整備事業	市	
	津谷狼の倉線整備事業	市	
	表山田中沢線落石防止事業	市	
	菖蒲沢線外 1 路線整備事業	市	
	集落の維持・活性化のための道路整備事業	市	
農道			
	農道舗装事業	市	
林道			
	林道舗装事業	市	
過疎地域自立促進特別事業			
	市道等環境整備事業	市	
	農道環境整備事業	市	
	林道環境整備事業	市	

事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
過疎地域自立促進特別事業（続き）			
	生活路線バス運行事業	市	
	国際交流等推進事業	市	
	街路防犯灯整備事業	市	
その他			
	三陸沿岸道路, 主要地方道気仙沼唐桑線, 一般県道大島浪板線等整備事業の促進	市	

## 4 生活環境の整備

### (1) 現況と問題点

#### ① 消防・防災

本市は過去の明治三陸，昭和三陸，チリ地震津波の津波災害の歴史に加え，東北地方太平洋沖地震津波により，大きな被害を受けており，この経験を踏まえ，地震・津波災害や洪水・土砂災害等の災害に備えた海岸保全，治山・治水対策の推進，緊急避難のための施設整備や避難計画など，災害に強いまちづくりを進めることが重要な課題となっている。

また，市民の防災意識の向上と消防・防災体制の充実を図り，安心して生活できる環境の構築が必要である。

#### ② 上下水道及び浄化槽

水道については，上水道，簡易水道，簡易給水施設により市全域に供給を行っている。今後，安心・安全な水道水を安定的に供給していくため，震災に伴う復旧・復興を進めるとともに，経年施設の更新・再構築や災害への備えなどに取り組んでいく必要がある。また，簡易水道の一部については，施設の老朽化により有収率の向上が課題となっていることから，管路等を整備する必要がある。

下水道については，公共下水道，特定環境保全公共下水道，農業集落排水施設，漁業集落排水施設がある。公共下水道の汚水管渠整備については，財政負担の軽減・平準化を図りながら，計画的・効率的に実施する必要がある。

浄化槽については，生活環境の保全や環境に配慮したまちづくりを進めるため，一層の普及促進を図る必要がある。

#### ③ ごみ処理及び最終処分場等

ごみ処理については，循環型社会の形成に向けたごみの減量化や再資源化が課題となっていることから，今後の施設整備については，これらを踏まえて計画的な補修・整備を進める必要がある。

ごみ焼却場及び粗大ごみ処理施設は，建設から 20 年が経過しており主要機械類の修繕が必要となっている。

また，最終処分場については，大曲一般廃棄物最終処分場のみとなり，平成 32 年度頃には満杯になる見込みであることから，閉鎖時期を見据えた運営管理と併せて，新たな最終処分場の整備を進める必要がある。

し尿処理場は，平成 24 年度に建設し処理業務を行っている。

なお，震災後の住宅建設増加に伴い浄化槽汚泥の処理量が増加している。



#### ④ 斎場及び公営墓地

気仙沼市斎場は、昭和 54 年の供用開始以来 37 年が経過し、施設の老朽化が進んでおり、利便性のみならず安全面からも施設整備が求められている。

公営墓地については、平成 22 年度に貸出が満了している。震災後、市民から公営墓地を望む声が多かったことから、墓地に関する市民アンケートを実施し、墓地整備の必要性を把握した。

#### ⑤ 都市公園

都市公園については、既存の施設が老朽化していることから、少子高齢化等の時代変化と社会的ニーズに対応した施設の整備が必要となっている。

#### ⑥ 省エネルギー・新エネルギー

地球温暖化対策については、国際的な課題となっている温室効果ガスの排出削減の達成に向け、次世代エネルギーの開発や化石燃料の使用抑制等の取組が必要となっている。本市においては、地球温暖化防止に向けた率先行動計画を策定しており、取組を推進するうえで、市民意識の向上を更に図っていく必要がある。

### (2) その対策

#### ① 消防・防災体制の整備

- ・ 津波や洪水等に対する防災機能向上のための施設整備を促進する。
- ・ 通信手段の多ルート化や情報通信設備の停電対策を推進するとともに、孤立地区の通信手段の確保を図るなど、情報の収集伝達体制を強化する。
- ・ 指定避難所への備蓄倉庫の整備により分散備蓄を推進し、備蓄体制の充実を図る。
- ・ 津波や洪水等に関する防災知識の普及や学校を核とした防災教育の推進に努める。
- ・ 自主防災組織の育成・強化を図り、消防団との連携により、災害に強い地域コミュニティの育成・強化を図る。
- ・ 住民等の避難の迅速化を図るため、津波ハザードマップや避難誘導標識等の整備を推進する。
- ・ 緊急避難場所・避難経路の確保や津波避難ビルの指定を推進するなど避難対策を強化する。
- ・ 徒歩避難の原則に加え、自動車避難も含めた避難方法・ルールの検討の推進や地区津波避難計画の策定などにより安全な津波避難体制を強化する。
- ・ 消防施設・設備の高度化と効率的な配備の推進に努める。
- ・ 地域との連携強化や消防団組織の再編や装備の高度化など、地域消防力の強化を図る。

## ② 上下水道及び浄化槽の整備

- ・ 上下水道については、震災に伴う復旧・復興事業を進めるとともに、安定水源確保のため、水源開発施設整備や老朽施設の更新、管路の耐震対策等を計画的に進める。
- ・ 簡易水道について、有収率向上を図るため、施設整備を計画的に進める。
- ・ 下水道については、公共下水道における流入量の状況を見ながら、処理施設を計画的に増設し、処理能力の確保を図るとともに、処理施設の経年劣化による施設の改善や更新を計画的に実施し、処理施設の維持に努める。また、農業集落排水施設や漁業集落排水施設についても施設の改善や更新を計画的に実施する。
- ・ 浄化槽については、生活環境保全の観点から一層の普及を図る。

## ③ ごみ処理及び最終処分場等の整備

- ・ ごみ焼却場及び粗大ごみ処理場については、後期5カ年整備実施計画を策定し、施設基幹部分の修繕を行い施設の維持を図る。
- ・ 最終処分場については、大曲一般廃棄物最終処分場の閉鎖時期を踏まえ、堰堤等工事を行うとともに、新たな最終処分場の整備を進める。
- ・ し尿処理場については、適切な施設の運営・管理に努め、安定的なし尿及び浄化槽汚泥の処理を行う。

## ④ 斎場及び公営墓地の整備

- ・ 斎場の老朽化した施設については、定期点検や必要な改修を行い施設の延命に努めるとともに、新築時期や管理・運営方法等を検討する。
- ・ 公営墓地については、市民が望む墓地形態や必要量を考慮した墓地を整備し、安定した墓地供給を図る。

## ⑤ 都市公園の整備

- ・ 下水道供用開始区域の拡大に併せ、トイレの水洗化や施設のバリアフリー化を進め、誰もが安全に安心して利用できるよう公園整備を図る。

## ⑥ 省エネルギーの推進及び新エネルギーの導入促進

- ・ 省エネルギー・新エネルギーの必要性についてあらゆる機会を通じて啓発に努め、温室効果ガスの排出削減を推進する。
- ・ 省エネルギーを実践するとともに、太陽光発電施設等の新エネルギーの導入促進を図る。

(3) 計画（平成 28 年度～32 年度）

自立促進施策区分「3 生活環境の整備」

事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
水道施設			
	簡易水道施設整備事業	市	
下水道処理施設			
	公共下水道施設整備事業	市	
	浄化槽設置整備事業（個人設置型）	市	
廃棄物処理施設・ごみ処理施設			
	ごみ処理施設整備事業	市	
	一般廃棄物最終処分場整備事業	市	
火葬場			
	斎場改修事業	市	
消防施設			
	消防施設整備事業	市	
	消防施設整備事業（負担金）	市等	事業主体:市・広域行政 事務組合消防本部
過疎地域自立促進特別事業			
	コミュニティFM放送事業	市等	
	資源化物リサイクル奨励事業	市	
	太陽光発電設備設置補助事業	市	
その他			
	都市公園整備事業	市	
	公共施設太陽光発電設備等導入事業	市	

## 5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

### (1) 現況と問題点

#### ① 高齢者・障害者福祉

本市は、平成27年3月末の高齢者率が34.2%で市民のほぼ3人に1人が高齢者という現状となっており、県全体の24.8%を大きく上回り急速に高齢化が進行している。今後、特に介護リスクが高まる75歳以上の高齢者がさらに増加することが見込まれるとともに、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加による社会的な孤立も懸念される。

このような中、健康づくりの推進、住民主体型の介護予防の充実とともに、在宅高齢者を地域全体で支える地域包括ケア体制の構築や円滑な介護保険制度の運営が重要となっている。

また、障害者については、本市の人口減少に対し、障害手帳所持者の割合は増加傾向にあり、社会全体での高齢化や核家族化が進み、介護の負担が特定の家族に集中することも懸念される状況にある。

このような中、障害者が住み慣れた地域で自立した生活を送り、積極的な社会参加ができるよう地域の理解とそれを支えるための体制整備が必要であり、障害者が安心して地域生活ができるよう、福祉サービスと相談支援事業の充実が求められている。

#### ② 児童福祉

本市における保育施設は、公立の認可保育所が9施設、小規模保育所が8施設、私立の認可保育所が2施設、その他地域型保育事業所及び認可外保育施設があるが、認可保育所において核家族化や共働き家庭の増加等により、低年齢児保育や長時間保育の比率が高くなっており、これらに対応できる施設機能等の充実を図る必要がある。

なお、小規模保育所では児童数が減少している。

また、市内に4施設ある児童館においても、施設の老朽化が進んでおり、施設環境整備のほか、未設置地区への対応が課題となっている。

そのほか、児童を一時的に預かる子育て短期支援事業や、地域における育児の相互援助活動であるファミリー・サポート・センター事業、放課後に留守家庭となる児童の健全育成を図る学童保育事業等を実施しているが、ライフスタイルの変化に伴う多様なニーズに対応するため、地域に根差したきめ細かな施策の充実が必要となっている。ひとり親家庭の支援については、育児負担の軽減や経済的自立支援が課題となっている。

#### ③ 地域福祉

本市においては、少子高齢化と核家族化の進行とともに、人間関係が希薄になるなど、コミュニティ機能や相互扶助機能が低下している状況にある。

特に、東日本大震災後は、既存のコミュニティの消失、住環境の変化とともに新た

なコミュニティの形成などにより、市民はもとより地域を取り巻く環境は大きく様変わりしたことから、近隣との繋がりや健康などにおいて新たな生活課題が生じており、その内容も複雑化・多様化している。

このような中、震災をきっかけとして自助・共助の力が再認識されるとともに、地域のあり方や意味が見直されており、様々な生活課題の解決に向けては、公的な福祉サービスを利用するだけでなく、市民や自治会、企業、ボランティア団体など、様々な担い手がそれぞれの役割を担って連携を図りながら地域コミュニティ・福祉コミュニティづくりの取組を進める必要がある。

#### ④ 保健・健康づくり

本市においては、生活習慣病健康診査の結果、生活習慣病を発症するリスクの高い人の割合が高い状況となっている。

また、仮設住宅の生活が長期化することでのストレスや生活不活発病の増加、災害公営住宅や防災集団移転団地等、再建先での生活環境の変化に伴う不安など、心身の健康状態の悪化が懸念されてきている。

このことから、生活習慣病の発生予防及び重症化予防のため、健康診査や食生活改善・口腔ケア、生活不活発病予防等に関する知識の普及・啓発のための健康教育・健康相談、家庭訪問等の各種健康増進事業に取り組んでいる。

さらに、社会環境が複雑多様化する中、子育てにおける不安やストレスを抱える人が増加傾向にあり、心のケアが必要となっていることから、家庭訪問等による健康状態の把握や保健指導、関係機関と連携した相談事業を行っている。

### (2) その対策

#### ① 高齢者・障害者福祉等の充実

- ・ 高齢者の生きがいづくりや就労機会の拡大により、社会参加を促進する。
- ・ 介護従事者の育成・確保を図るとともに、ひとり暮らし高齢者や介護に当たる家族等への支援の充実に努め、医療・介護・予防・住まい・生活支援の各サービスが一体的に提供される地域包括ケア体制を構築する。
- ・ 健康づくりの推進、住民主体型の介護予防など、高齢者の生活機能の維持・向上を図る。
- ・ 疾病の予防、早期発見及び早期治療に努め、障害の発生の減少を図る。
- ・ 障害者の障害の種別や程度に応じた障害福祉サービス等の充実を図る。
- ・ 相談支援事業の充実と当事者間の交流や情報交換等により、障害者と介護者の負担軽減に努める。
- ・ 地域との交流機会の拡大とバリアフリーを促進し、障害者の積極的な社会参加を支援する。

- ・ 障害者が生活しやすい住まいの確保に向け、グループホームの整備や住宅改修を促進する。
- ・ 障害者が安心して働ける雇用の場の確保と就労後の支援体制の整備を図り、就労支援の充実を図る。

## ② 児童福祉の充実

- ・ 低年齢児保育や長時間保育のニーズに対応するとともに、家庭環境に関わらず受け入れ、適正な集団保育により、保育・教育を一体的に行う認定こども園の整備など、「市児童福祉施設等再編整備計画」に基づき、民間施設との役割分担も踏まえ、施設環境の充実を図る。
- ・ 児童館については、学童保育・地区公民館等との連携を強化した事業を展開するとともに、計画的な施設の整備に努める。
- ・ 学童保育施設については、対象児童の拡大を踏まえ、適切な保育環境の整備を図る。
- ・ 出産・子育てに係る負担の軽減や母子保健・育児に関する相談・指導、また、「子ども・子育て支援事業計画」に基づく、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の実施により、子どもを安心して産み育てることのできる環境の充実を図る。
- ・ ひとり親家庭の経済的・社会的自立を図るため、保育支援体制の充実に努めるとともに、資格取得に向けた就労教育や技能訓練等を支援する。

## ③ 地域福祉の充実

- ・ 市民が福祉サービスの受け手であり、同時に担い手であるとの意識改革を図るとともに福祉活動への参加を促進するとともに、地域福祉のけん引役となる人材の育成を図る。
- ・ 地域における交流機会の拡大や地域で支えあう手づくり福祉サービスの充実に向けて、地域やボランティア、企業、行政が協働して取り組む。
- ・ 誰でも気軽に相談ができ、必要なときに自分が希望する適切なサービスを利用できるように情報の提供を図るとともに、支援体制や福祉サービスの質の向上に努める。また、地域福祉の拠点として（仮称）市民福祉センターを整備する。

#### ④ 保健・健康づくりの推進

- ・ 各種健康診査の普及啓発や受診機会の拡大等により，受診率の向上を図る。
- ・ 母性・乳幼児等の健康の維持・増進や安心して子どもを産み育てられるよう，各種母子保健事業等の充実を図る。
- ・ 生活習慣病予防や生活不活発病予防等に向け，健康教育・健康相談等の充実を図る。
- ・ 家庭訪問による健康状態の把握や保健指導を実施する。
- ・ こころの健康づくりを推進するため，宮城県気仙沼保健福祉事務所やみやぎ心のケアセンター等と連携し，健康相談等の充実を図る。
- ・ 健康づくりの拠点となる施設の維持管理に努める。

### (3) 計画（平成 28 年度～32 年度）

自立促進施策区分「4 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」

事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
児童福祉施設			
保育所	保育所整備事業	市	
児童館	児童館・児童センター整備事業	市	
その他	学童保育センター整備事業	市	
認定こども園			
	認定こども園整備事業	市	
障害者福祉施設			
	障害福祉施設改修事業	市	
市町村保健センター及び母子健康センター			
	保健センター改修事業	市	
	(仮称) 市民福祉センター整備事業	市	
過疎地域自立促進特別事業			
	子ども医療費助成事業	市	
	子育て短期支援事業	市	
	母親クラブ育成事業	市	
	低年齢児保育施設助成事業	市	
	移動児童館事業	市	
	放課後児童健全育成事業	市	
	母子家庭等自立支援事業	市	
	社会福祉団体助成事業	市	

事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
過疎地域自立促進特別事業（続き）			
	各種健康診査	市	
	妊婦健康診査費助成事業	市	
	乳幼児等健康診査	市	
	予防接種助成事業	市	
	特定不妊治療費助成事業	市	
	障害者地域生活支援事業	市	
	福祉バス事業	市	
	大島航路障害者旅客運賃補助事業	市	
	離島居住高齢者旅客船運賃助成事業	市	
	敬老祝金支給事業	市	
	老人クラブ育成事業	市	
	ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業	市	
	高齢者等生活支援・生きがい健康づくり事業	市	
	老人福祉センター運営事業	市	
	介護従事者確保対策事業	市	
	介護保険利用者負担額軽減制度事業	市	



## 6 医療の確保

### (1) 現況と問題点

本市は石巻・登米・気仙沼医療圏に属し、市立病院は本圏域の中核的な病院として地域医療を担っているが、医師等医療従事者が不足している。

救急医療については、市立病院に加え、在宅当番医制、歯科休日診療在宅当番医制及び病院群輪番制の実施など、気仙沼市医師会、気仙沼歯科医師会等関係機関の協力のもと、体制の充実に努めている。

また、本圏域は交通事情から地域完結型の医療が求められており、市立病院の地域医療連携室において登録医制度を活用しながら、気仙沼市医師会、2次医療機関及び救命救急センターを設置する3次医療機関との連携強化を図る必要がある。

市立病院については、平成29年度に移転・新築する予定であるが、移転までの間にも医療の高度化に対応できる高度医療機器の増設や新規導入が必要となっている。

市立本吉病院については、市民の健康保持と多様化する医療ニーズにこたえとともに、医療機器の定期的な更新を進める必要がある。

大島医院・大島歯科クリニックについては、大島地区住民等の健康保持と、医療への不安や経済的負担等を解消するためにも継続して地区内での診療を確保する必要がある。

### (2) その対策

- ・ 市立病院の移転・新築を進める。
- ・ 地域医療の安定的な維持に向け、医師の充足及び医療従事者の人材確保に努める。
- ・ 在宅当番医制や歯科休日診療在宅当番医制、病院群輪番制など、救急医療体制の充実に図る。
- ・ 地域の医療機関との連携を強化し、役割の明確化を図る。
- ・ 医療の高度化に対応できる市立病院における医療機器の整備・更新を図る。
- ・ 市立本吉病院においても多様化する医療ニーズに対応するため、医療機器の計画的な更新に努めるとともに、市立病院との連携を図り、医療機能の充実に努める。
- ・ 大島医院・大島歯科クリニックについて、大島地区市民等の医療の確保のため、医師と連携し医療体制の維持を図る。

(3) 計画（平成 28 年度～32 年度）

自立促進施策区分「5 医療の確保」

事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
診療施設			
病院	市立病院施設整備事業	市	
特定診療科に係る診療施設			
診療所	大島地区医療確保対策事業	市	
その他	医療機器整備事業	市	
過疎地域自立促進特別事業			
	地域医療確保対策事業	市	

## 7 教育の振興

### (1) 現況と問題点

#### ① 教育環境

本市における義務教育については、平成28年4月時点で小学校17校、中学校12校であり、急速な少子化の進行により、児童数とともに学級数も減少傾向にあることから、気仙沼市義務教育環境整備計画を基に施設の統合を進め、学校規模及び配置の適正化を図ることとしている。これに伴い、児童・生徒の通学手段の確保や統合先の施設の整備が必要であるほか、児童・生徒等の安全確保や避難所としての機能を向上させる必要がある。また、統合により生じた空き施設の利活用も検討していく必要がある。

幼稚園については、市立幼稚園6園、私立幼稚園5園が設置されている。少子化や幼保一元化の動向を踏まえて、今後の施設経営のあり方について検討が必要となっている。

学校給食施設については、共同調理場6校、単独調理場2校であり、老朽化した調理場の再編が必要となっている。

また、東日本大震災からの教育復興を踏まえ、人間として豊かな個性と社会に資する市民を育成するため、「生き抜く力」を身につけた児童・生徒を目指した取組を推進するうえで、この指針に基づく教育内容の充実やこれによる確かな学力の育成、環境整備が求められるとともに、障害や学校不適応などの児童生徒へのきめ細かい対応が必要である。

#### ② 社会教育

生涯学習社会の中で、その中核となる社会教育の役割はますます重要となっており、青少年・成人・高齢者など、各世代に応じた様々な社会教育の展開や学びを通じた被災地域のコミュニティ再生が求められている。

各公民館においても、地域課題に対応した事業を展開しているが、地域や学校との協働による新たな事業展開を図るとともに、市民が主体的に学習できるよう生涯学習を推進するシステムの構築が必要となっているほか、被災した公民館の早期復旧や老朽化が著しい施設への対応が課題となっている。

図書館は、震災により被災した気仙沼図書館の復旧整備を進めるとともに、住民ニーズに応じた運営が必要である。

スポーツ施設については、市民が生涯を通じ、いつでも、どこでも、いつまでも気軽にスポーツ・レクリエーション活動を親しむことができるよう施設等の充実が必要となっている。

集会施設については、市民の主体的な社会教育活動や文化活動及びコミュニティ活動の拠点としての重要性が今回の東日本大震災で改めて認識されたところであり、施設がない地域や施設が老朽化している地域から、整備に対する支援が求められている。

## (2) その対策

### ① 教育環境の充実

- ・ 施設の改修・整備を進め、児童・生徒等の安全確保や避難所機能向上のための設備の充実等を図るとともに、衛生環境の向上に努める。
- ・ 児童・生徒の通学手段の確保に努めるとともに、統廃合された施設については、地域の意見を踏まえながら活用方法を検討する。
- ・ 幼稚園については、保育所との一元化の動向を踏まえつつ、施設経営について検討を進める。
- ・ 園児、児童・生徒の豊かな人間性と確かな学力の育成が図られるよう教育内容を充実させ、良好な教育環境を整備するとともに、特別な支援を要する児童・生徒に対する人的支援体制を整備する。
- ・ 学校給食施設については、施設の建設により、今後の配食校等の検討を進める。

### ② 社会教育の推進

- ・ 市民の学習ニーズを把握し、各世代が求める学習機会の提供や自主的な学習活動の支援に努める。
- ・ 地域団体との連携を強化し、活性化するとともに、理解醸成を図り、公民館の地域運営化を進める。
- ・ 誰もが利用しやすい安全・安心な社会教育施設となるよう、老朽化が著しい施設については、計画的な整備・改修に努める。
- ・ 体育館や公民館、市民会館等は、災害時の避難所としての機能も有することから、必要な機能の確保及び整備を進める。
- ・ 図書館については、被災施設の早期復旧整備を図るとともに、住民ニーズを踏まえた運営に努める。
- ・ スポーツ環境の整備及び充実に努めるとともに、学校施設の機能充実を図り、共同利用による効率的な活用を推進する。
- ・ 集会施設は、連帯意識の醸成と地域コミュニティの活発化、地域防災力の強化を図るため、緊急度や重要度を見極めながら、地域とともに計画的な整備に努める。

(3) 計画（平成 28 年度～32 年度）

自立促進施策区分「6 教育の振興」

事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
学校教育関連施設			
校舎	小学校施設改修事業	市	
	中学校施設改修事業	市	
校庭	校庭改修工事	市	
水泳プール	小学校プール改築事業	市	
	中学校プール改築事業	市	
給食施設	学校給食調理場整備事業	市	
その他	教育用コンピュータ機器等更新事業	市	
幼稚園			
	市立幼稚園改修事業	市	
集会施設, 体育施設等			
公民館	公民館改修・整備事業	市	
図書館	図書館整備事業	市	
体育施設	体育施設改修・整備事業	市	
集会施設	集会施設整備事業	市	
	はまなすの館改修事業	市	
過疎地域自立促進特別事業			
	教育施設等環境改善事業	市	
	廃校舎利活用調査事業	市	
	特別支援教育支援員配置事業	市	
	スクールバス運行事業	市	
	就学支援事業	市	
	学力向上対策事業	市	
	不登校児童・生徒支援事業	市	
	中学生最先端科学研修事業	市	
	協働教育プラットフォーム事業	市	
	家庭教育事業	市	
	市立学校体育及び文化行事費補助金	市	
	私立高等学校振興助成金	市	
	私立幼稚園助成事業	市	
	幼稚園就園支援事業	市	
	図書館サービス拡充事業	市	
	宮城教育大学連携推進事業	市	
	スポーツ振興事業	市	

## 8 地域文化の振興等

### (1) 現況と問題点

#### ① 芸術文化

市民に元気を与え地域を活性化させ、魅力あるまちづくりを推進するため、地域の文化力を盛り上げる、文化芸術活動への期待が高まっている。

本市では、文化協会をはじめ音楽や文芸、美術、生活文化など、さまざまなサークルが自主的に活動を展開している。また、市民会館やはまなすホールの芸術鑑賞事業のほか、市民レベルでの演奏会・展覧会なども開催されており、市民の文化芸術に対する興味や関心は高い。

東日本大震災の影響により、中断や停滞を余儀なくされた市民の文化芸術活動は、徐々に震災前の状態へと回復してきており、さらなる振興を図るため、市民が自主的に参加し、創造する活動を促進するための環境づくりが必要となっている。

また、地域的な制約から優れた文化芸術を鑑賞する機会が限られており、鑑賞機会の確保や、文化芸術に関する情報提供などの施策の推進が必要となっている。

#### ② 地域文化

本市は食を育んできた自然や伝統的な文化を地域のかげがえのない財産とし、自然と文化を守りながら、食を生かした個性的で魅力あるまちづくりを進めるために「気仙沼スローフード」都市宣言をしており、これを具現化する事業展開が求められている。

#### ③ 文化財

本市には、地域の歴史や文化を物語る有形・無形の貴重な文化遺産が多数残されているが、東日本大震災により、国登録文化財や県・市指定文化財にも大きな被害を受けた。

打ちばやしや虎舞などの無形民俗文化財は、保持団体の指導者や会員の多くが被災し、中には活動を休止した団体もあるが、多くが活動を再開させている。しかし、用具保管場所の確保、少子高齢化による後継者の育成等多くの課題がある。

国指定天然記念物「十八鳴浜及び九九鳴き浜」については、震災の影響により、浜の周辺地形や環境が変化しており、長期的・計画的な保全対策が必要となっている。

また、指定天然記念物である樹木については、松くい虫による被害や自然災害による枝折れなどが発生し、維持管理対策も必要となっている。

市内には181カ所の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）が点在しており、各種開発事業に伴う保存協議や発掘調査を実施している。復興事業の加速化に伴い、埋蔵文化財の発掘調査が急増しており、調査体制の整備充実や出土品の整理・収蔵施設の拡充が必要となっている。

民俗資料や古文書などを展示・収蔵している施設や古民家も被災し、水損した多くの貴重な資料の再整理や一時保管を行っている。現在の施設は老朽化が進んでおり、資料の劣化が懸念されることから、収蔵環境等の整備を検討する必要がある。

## (2) その対策

### ① 芸術文化の振興

- ・ 市文化芸術振興条例に基づく、「文化芸術振興基本方針」を策定し、総合的・計画的な文化芸術の推進を図る。
- ・ 市民会館、はまなすホールの文化事業の実施のほか、子ども芸術劇場や、国・県等が実施する事業の活用により、優れた芸術鑑賞の機会の提供に努める。
- ・ リアス・アーク美術館の利用促進を図り、美術作品の鑑賞やワークショップなど、参加し体験する機会の拡充に努める。
- ・ 市民の自主的な文化芸術活動の促進を図るため、関係団体と連携し、団体の育成や活動の支援に努める。
- ・ 市民会館やはまなすホール等施設の効果的な活用を促進するため、計画的な整備・改修に努める。

### ② 地域文化の振興

- ・ 地域の食文化の再発見、「食」を通じた世代間交流を中心とした事業を展開することより地域文化の継承を図る。

### ③ 文化財の保護・継承

- ・ 地域文化遺産の保護推進を図るため、文化財基礎資料の収集、整理を行い、指定物件の拡充を図るとともに、所有者等が行う保存事業に対して支援を行う。
- ・ 無形民俗文化財の後継者育成支援や公開発表する機会の確保、芸能の記録資料作成など、持続的な伝承活動の促進を図る。
- ・ 「十八鳴浜及び九九鳴き浜」及び、その他の天然記念物の計画的な維持管理と活用に努める。
- ・ NPOをはじめ大学や専門機関、財団等の支援・協力のもと国・県等と連携し、被災文化財の修理・修復を推進する。
- ・ 有形・無形文化財及び名勝・天然記念物の保護を図り、復興事業により急増している発掘調査に適切に対応するため、国・県の支援を受けながら、専門職員の確保に努め、文化財保護体制の整備充実を図る。
- ・ 市民の文化財に対する関心度や文化財愛護意識を高めるため、普及啓発事業を展開する。
- ・ 文化財の適切な管理・活用を図るため、既存施設の効果的な活用や収蔵施設の計画的な整備に努める。

(3) 計画（平成 28 年度～32 年度）

自立促進施策区分「7 地域文化の振興」

事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
過疎地域自立促進特別事業			
	地域文化振興事業	市	
	気仙沼スローフード都市推進事業	市	



## 9 集落の整備

### (1) 現況と問題点

市内の集落は、自治組織等の地縁団体を中心に、地域の絆を大切にして、伝統文化を守りながら維持されてきた。東日本大震災発災時には、行政などの支援が円滑に機能するまでの間、住民の生命と生活を守るとともに、被災地域の情報収集と伝達がスムーズに行われたほか、津波の浸水を免れた地域の自治組織による支援活動が積極的に行われた。一方で、少子高齢化の急速な進展や若者の流出に伴い、地域によっては、地域コミュニティ活動の基礎となる自治組織において従前の活動の継続が困難になっており、今後、住民相互扶助の機能低下、身近な交通手段の不足、空き家の増加、農地・森林の荒廃等の問題が深刻化していくと予想される。このことから、地域の将来の姿を見据えた総合的な集落活性化対策を図る必要がある。

### (2) その対策

地域医療・福祉の確保、住民の日常の移動手段の確保、集落の維持及び活性化等住民が将来にわたり安全・安心に暮らすことができる地域社会を実現していくため、コミュニティの活性化による自治組織の維持・充実を推進するとともに、地域の課題把握に努め、より実効性の高い総合的な集落活性化対策を展開する。

さらには、U・Iターン等の移住希望者を支援するため、情報発信・相談体制の充実を図る。

### (3) 計画（平成 28 年度～32 年度）

自立促進施策区分「8 集落の整備」

事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
過疎地域自立促進特別事業			
	コミュニティ組織育成事業	市	
	地域自治振興事業	市	
	未婚対策事業	市	
	移住・定住促進事業	市	